

介 保 号 外  
平成 2 1 年 3 月 5 日

指定（介護予防）通所介護事業所管理者 殿

宮城県保健福祉部介護保険室長  
（ 公 印 省 略 ）

指定（介護予防）通所介護における生活相談員の資格要件について

本県の介護保険行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、このことについては、法令及び通知等により資格要件が定められているところですが、各事業所から「社会福祉法第 1 9 条第 1 項各号と同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、照会が寄せられているところです。

つきましては、「同等以上の能力を有すると認められる者」について、本県では別紙のとおり整理しましたので、今後とも生活相談員の適切な配置について配慮願います。

介護保険指導班 TEL 022-211-2556 FAX 022-211-2596
---

## (別紙)

介護保険法の指定（介護予防）通所介護における「生活相談員」の資格要件として規定される「社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者。」については、以下のとおりとする。

### 介護支援専門員

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号により定められた指定施設において、通算して3年以上相談援助、看護、介護等の業務に従事した経験のあるもの。

### 経過措置

経過措置として、通知日以前に既に生活相談員として認められていた者であって、新たな資格要件に該当しない者は、平成21年4月1日より3年間について指定（介護予防）通所介護の生活相談員として認めることとする。

「3年以上」とは、従事期間が1,095日以上かつ従事日数が540日以上であること。

- ・従事日数…従業期間内において対象の業務に従事した日数（年次有給休暇、特別休暇、出張、研修等により実際に対象業務に従事しなかった日数を除く）

### 従事内容

- ・相談援助業務…福祉に関する相談援助の業務。
- ・看護業務…看護師及び准看護師による看護業務。
- ・介護等の業務…身体又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと。

## ( 参考資料 )

### 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準

( 平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号 )

#### 第 7 章 通所介護

##### 第 2 節 人員に関する基準

( 従業者の員数 )

第 93 条 指定通所介護の事業を行う者 ( 以下「指定通所介護事業者」という。 ) が当該事業を行う事業所 ( 以下「指定通所介護事業所」という。 ) ごとに置くべき従業者 ( 以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。 ) の員数は，次のとおりとする。

一 **生活相談員** 指定通所介護の単位ごとに，その提供を行う時間帯 ( 以下この条において「提供時間帯」という。 ) を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

( 略 )

2 当該指定通所介護事業所の利用定員 ( 当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。 ) が十人以下である場合にあっては，前項の規定にかかわらず，看護職員及び介護職員の員数を，指定通所介護の単位ごとに，提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

( 略 )

5 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は，常勤でなければならない。

6 第二項の適用がある場合における生活相談員，看護職員又は介護職員のうち一人以上は，常勤でなければならない。

( 略 )

---

### 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準について

( 平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号 )

#### 第 3 介護サービス

##### 六 通所介護

###### 1 人員に関する基準

( 1 ) 従業者の員数 ( 居宅基準第 93 条 )

( 略 )

( 2 ) **生活相談員** ( 居宅基準第 93 条第 1 項第 1 号 )

**生活相談員については，特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ( 平成 11 年厚生省令第 46 号 ) 第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものである。**

( 略 )

**特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準**

(平成11年厚生省令第46号)

**第2章基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準**

(職員の資格要件)

第五条 (略)

- 2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(略)

**特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について**

(平成12年3月17日老発第214号)

第一 一般的事項

4 職員の資格要件

- (1) 基準第5条(職員の資格要件)第1項及び第2項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、(略)、生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

(略)

## 社会福祉法

(昭和26年法律第45号)

### 第四章 社会福祉主事

(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

---

### 社会福祉法施行規則

(昭和26年厚生省令第28号)

(法第十九条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者)

第一条の二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第十九条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士
  - 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において、法第十九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- (略)

### 社会福祉主事の資格に関する科目指定

(昭和二十五年八月二十九日)

(厚生省告示第二百二十六号)

社会福祉主事の設置に関する法律(昭和二十五年法律第百八十二号)第二条第一項第一号の規定による社会福祉に関する科目を次のように指定する。

### 社会福祉主事の資格に関する科目指定

(平一厚告一五三・題名追加)

社会福祉概論，社会福祉事業史，社会福祉援助技術論，社会福祉調査論，社会福祉施

設経営論，社会福祉行政論，社会保障論，公的扶助論，児童福祉論，家庭福祉論，保育理論，身体障害者福祉論，知的障害者福祉論，精神障害者保健福祉論，老人福祉論，医療社会事業論，地域福祉論，法学，民法，行政法，経済学，社会政策，経済政策，心理学，社会学，教育学，倫理学，公衆衛生学，医学一般，リハビリテーション論，看護学，介護概論，栄養学及び家政学のうち三科目以上

平成十二年四月一日から適用する。ただし，同年三月三十一日において現に同項同号に該当する者は，なお従前の例によることとし，平成十二年度において学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学に在学する者は，なお従前の例によることができるものとする。

**社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について**

(平成12年9月13日)

(社援第2073号)

(厚生省社会・援護局長通知)

社会福祉法第19条第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目については，「社会福祉主事の資格に関する科目指定の一部を改正する件」(平成12年厚生省告示第153号)により改正されたところでありますが，今般，各科目について，読替えを行えるよう別添のとおり取扱いを改めることとしましたので，参考までに通知いたします。

別添

社会福祉主事の資格に関する「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」の読替えの範囲等について

1 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲

社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)については，「社会福祉主事の資格に関する科目指定」(昭和25年厚生省告示第226号)に定められているところであるが，その科目の読替えの範囲は次のとおりとする。

科目名	読替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉原論，社会福祉原理論，社会福祉論，社会福祉，社会福祉概説，社会福祉学概論，社会福祉学，社会事業概論，社会福祉総論，社会福祉，社会保障制度と生活者の健康

社会福祉事業史	社会福祉事業史論，社会福祉発達史，社会福祉発達史論，社会事業史，社会事業史論，社会福祉の歴史 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術，社会福祉援助技術総論，社会福祉方法論，社会福祉方法原論，社会福祉方法原理，社会福祉方法総論，社会事業方法論，ソーシャルワーク原論，ソーシャルワーク論，ソーシャルワーク 社会福祉調査論 社会調査統計，社会福祉調査法，社会福祉統計，社会福祉調査技術，ソーシャルリサーチ論，福祉ニーズ調査論
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営，社会福祉施設運営論，社会福祉施設運営，ソーシャルアドミニストレーション，社会福祉管理論，社会福祉管理運営
社会福祉行政論	社会福祉行政，社会福祉行財政，福祉行財政論，社会福祉法制，社会福祉法概論，社会福祉計画論，社会福祉計画，ソーシャルプランニング
社会保障論	社会保障，社会保障概論，社会保障制度と生活者の健康
公的扶助論	公的扶助，生活保護，生活保護論，生活保護制度論
児童福祉論	児童福祉，児童福祉概論，児童福祉学 家庭福祉論 家庭福祉，母子福祉論，母子寡婦福祉論，婦人保護論，ファミリーサポート，家族援助法 保育理論 保育原理，保育論
身体障害者福祉論	身体障害者福祉，身体障害者福祉概論 障害者福祉論，障害者福祉概論，障害福祉論，障害福祉，心身障害者福祉論，障害児・者福祉論 (身体障害者福祉論と知的障害者福祉論を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。)
知的障害者福祉論	知的障害者福祉，知的障害者福祉概論 障害者福祉論，障害者福祉概論，障害福祉論，障害福祉，心身障害者福祉論，障害児・者福祉論 (身体障害者福祉論と知的障害者福祉論を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。)

精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉，精神保健福祉論，精神衛生学，精神衛生，精神保健，精神医学 老人福祉論 老人福祉，老人福祉概論，高齢者福祉論，高齢者保健福祉論
医療社会事業論	医療社会事業，医療福祉論，医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉，協同組合論，コミュニティワーク，コミュニティオーガニゼーション，地域福祉学
法学	法律学，法学概論，基礎法学
民法	民法総論
行政法	行政法総論，行政法概論
経済学	経済学概論，経済原論，基礎経済学
社会政策	社会政策論，社会政策概論，労働経済，労働経済学
経済政策	経済政策論，経済政策概論
心理学	心理学概論，心理学概説，心理学総論
社会学	社会学概論，社会学総論
教育学	教育学概論，教育原理
倫理学	倫理学概論，倫理原理
公衆衛生学	公衆衛生，公衆衛生論，公衆衛生概論
医学一般	医学知識，医学概論，一般臨床医学 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること。
リハビリテーション論	リハビリテーション，リハビリテーション医学，リハビリテーション概論
看護学	看護学概論，看護原理，看護概論，基礎看護学

介護概論	介護福祉論，介護総論，介護知識
栄養学	栄養学概論，栄養学総論，栄養指導，栄養・調理
家政学	家政学概論，家政学総論

## 2 個別認定

上記1の読替えの範囲に含まれない名称の科目であっても，授業内容が指定科目に合致するものについては，個別に審査のうえ認定することとするので，該当する大学及び短期大学は，原則として授業を開始しようとする日の6か月前までに別記様式により社会・援護局福祉基盤課長あて照会されたいこと。

なお，指定科目のうち，社会福祉主事養成機関等指定規則(平成12年厚生省令第53号)の別表第1に定める科目と同一の名称の科目に係る個別審査については，「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について」(平成12年9月13日社援第2074号厚生省社会・援護局長通知)の別添「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容」に示す各授業科目の目標及び内容に対応しているか否かを判断基準とするので，留意されたいこと。

この場合，既に「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に基づく指定科目，同条第2号に基づく基礎科目及び第39条第2号に基づく社会福祉に関する科目の読替えの範囲について」(昭和63年2月12日社庶第28号厚生省社会局長通知)に基づき個別認定を受けている科目については，この通知による個別認定を受けたものとみなすものとする。

## 3 平成12年4月1日から適用とする。

附 則(平成14年2月22日社援発第0222002号)

この通知は，平成14年2月22日から施行する。